また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本号に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

事例１）合併、分社化により、新会社に個人データを提供する場合

事例２）事業譲渡により、譲渡先企業に個人データを提供する場合

⑶　共同利用（法第23条第５項第３号関係）

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合（※１）であって、次の①から⑤までの情報（※２）を、提供に当たりあらかじめ本人に通知（※３）し、又は本人が容易に知り得る状態（※４）に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しない（※５）。

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第15条第１項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

①共同利用をする旨

②共同して利用される個人データの項目

事例１）氏名、住所、電話番号、年齢

事例２）氏名、商品購入履歴

③共同して利用する者の範囲

「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することである。

したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

なお、当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。

④利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

「個人データの管理について責任を有する者」とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。

なお、ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

また、個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない（３－３－１（データ内容の正確性の確保等）参照）。

【共同利用に該当する事例】

事例１）グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的（法第15条第２項の規定に従い変更された利用目的を含む。以下同じ。）の範囲内で情報を共同利用する場合

事例２）親子兄弟会社の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合

事例３）使用者と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で取得時の利用目的の範囲内で従業者の個人データを共同利用する場合

（※１）共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

（※２）事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、上記①から⑤までの情報のほか、例えば、次の㋐から㋕までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

㋐　共同利用者の要件（グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み）

㋑　各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

㋒　共同利用する個人データの取扱いに関する事項

・個人データの漏えい等防止に関する事項

・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止

・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項

㋓　共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置

㋔　共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項

㋕　共同利用を終了する際の手続

（※３）「本人に通知」については、２－10（本人に通知）を参照のこと。

（※４）「本人が容易に知り得る状態」については、３－４－２（オプトアウトによる第三者提供）を参照のこと。

（※５）共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって、共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。

＜共同利用に係る事項の変更（法第23条第６項関係）＞

法第23条（第６項）

６　個人情報取扱事業者は、前項第３号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人データを共同利用する場合において、「共同利用する者の利用目的」については、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内（※１）で変更することができ、「個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称」についても変更することができるが、いずれも変更する前に、本人に通知（※２）し、又は本人が容易に知り得る状態（※３）に置かなければならない。

なお、「共同して利用される個人データの項目」及び「共同して利用する者の範囲」について変更することは、原則として認められないが、例えば次のような場合は、引き続き共同利用を行うことができる。

事例１）共同利用を行う個人データの項目や事業者の変更につき、あらかじめ本人の同意を得た場合

事例２）共同利用を行う事業者の名称に変更があるが、共同して利用される個人データの項目には変更がない場合